備考　［略］ ［３～５　略］	備考　［同上］ ［３～５　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十五号

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第十三条の規定に基づき、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和三十八年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別給付金の請求手続）	（特別給付金の請求手続）
第一条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により特別給付金を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、様式第一号による戦没者等の妻に対する特別給付金請求書を、裁定機関（厚生労働大臣又は戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和三十八年政令第百二十五号）第三条の規定により特別給付金を受ける権利の裁定を行うこととされた者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。	**第一条**　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号。以下「法」という。）第三条の規定により特別給付金を受けようとする者（以下「請求者」という。）が、同条第一項から第六項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号（法附則第十六項、第二十八項から第三十項まで、第三十四項から第四十一項まで、第四十五項から第五十六項まで、第六十項から第七十五項までに該当する者にあつては様式第一号の二）による戦没者等の妻に対する特別給付金請求書を、裁定機関（厚生労働大臣又は戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和三十八年政令第百二十五号）第三条の規定により特別給付金を受ける権利の裁定を行うこととされた者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
2　請求者は、前項に規定する請求書に、当該請求者が法第二条第一項に規定する戦没者等の妻であることを認めることができる書類を添付しなければならない。	2　請求者が法第三条第一項の特別給付金を受けようとする者であるときは、前項に規定する請求書に、当該請求者が法第二条に規定する戦没者等の妻又は次に掲げる規定により戦没者等の妻とみなされる者であることを認めることができる書類を添付しなければならない。
（削る）	一　法附則第四項、第六項、第八項、第九項、第十一項、第十四項、第十七項、第十九項、第二十一項、第二十三項、第二十五項、第三十一項、第四十二項又は第五十七項
（削る）	二　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十四号）附則第九条
（削る）	三　恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百十三号）附則第九条
（削る）	四　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百十四号）附則第七条
（削る）	五　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十九号）附則第十三条